

2 特定税額控除規定の不適用措置の見直し

(1) 見直しの概要

特定税額控除規定の不適用措置について、次の見直しが行われた上、その適用期限が3年延長されました(措法42の13⑤)(※)。

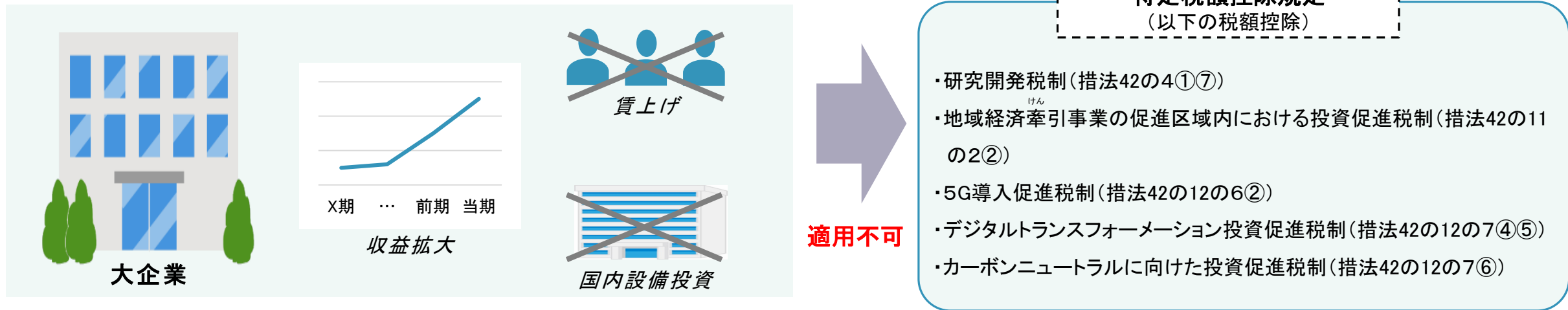
1 資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合及び前事業年度の所得金額が0を超える一定の場合のいずれにも該当する場合における要件の上乗せ措置について、次の見直しが行われました。

(1) 要件の上乗せ措置の対象に、常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合及び前事業年度の所得金額が0を超える一定の場合のいずれにも該当する場合が加えられました(措法42の13⑤一イ)。

(2) 国内設備投資額に係る要件が、当期の国内設備投資額が当期償却費総額の40%(改正前:30%)を超えることとされました(措法42の13⑤二)。

2 継続雇用者給与等支給額に係る要件を判定する場合に給与等の支給額から控除する「その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」から、役務の提供の対価として支払を受ける金額を除くこととされました(措法42の12の5⑤四、42の13⑤一イ)。

[特定税額控除規定の不適用措置のイメージ図]



※ 令和6年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます(改正法附則38)。なお、上記2に関し、同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度における取扱いについては、9ページを参照してください。

(2) 判定フロー

前ページの見直し後の特定税額控除規定の不適用措置の判定フローは、次のとおりです。

- ◆ 対象法人 → 中小企業者(適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当するものを除きます。)又は農業協同組合等以外の法人
- ◆ 対象年度 → **令和9年3月31日**までの間に開始する事業年度
- ◆ 対象規定 → 特定税額控除規定(前ページ参照)

フロー開始

当期が設立事業年度及び合併等事業年度のいずれにも該当しない

該当

当期の所得金額が前期の所得金額以下

該当

適用可

非該当

非該当

- ① 資本金の額等が10億円以上かつ常時使用する従業員の数が1,000人以上
or
② **常時使用する従業員の数が2,000人超**

いずれかに該当

いずれにも非該当

- ① 当期が設立事業年度及び合併等事業年度のいずれにも該当せず、かつ、前期が黒字
or
② 当期が設立事業年度又は合併等事業年度に該当

いずれかに該当

いずれにも非該当

$$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 1\%$$

該当

適用可

該当

継続雇用者給与等支給額 > 継続雇用者比較給与等支給額

非該当

非該当

当期の国内設備投資額 > 当期償却費総額 × **40%**

該当

該当

当期の国内設備投資額 > 当期償却費総額 × 30%

非該当

非該当

適用不可